

秩父市内における騒音発生施設、建設作業等の騒音規制について

令和 元 年 7月作成

1 秩父市の規制地域について

法律や条例によって騒音の規制対象となり、秩父市役所へ所定の届出が必要となる施設や建設作業は以下の種類に分けられます。

- 騒音規制法に基づく特定施設
- 埼玉県生活環境保全条例に基づく指定騒音施設、指定騒音作業
- 騒音規制法に基づく特定建設作業

秩父市内においてこれらの施設を設置、または作業を実施する場合、**下表の地域以外が規制対象地域となり、届出が必要になります。**（施設や作業等の詳細は P.3 の一覧表を確認してください。）

秩父市内において上記の騒音発生施設、作業等への規制が原則かからない地域（都市計画区域外の地域）		
旧吉田町	旧大滝村	旧荒川村
浦山地区	大田地区※	定峰地区

※大田地区：太田・小柱・伊古田・品沢・堀切

埼玉県では、騒音規制法および埼玉県生活環境保全条例によるこれらの規制地域について、原則として都市計画区域の指定がされている地域（工業専用地域以外）と規定しています。なお、この他に特定建設作業に関しては、学校、保育所、認定こども園、病院、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね80メートル以内が、都市計画区域に関わらず規制地域となりますので注意が必要です。

2 届出の種類と方法について

新規に届出が対象となる施設を設置、作業を実施する際はもとより、すでに提出した届出内容に変更がある場合などは、それに伴って所定の届出を行わなければなりません。詳しくは下記の届出種類一覧を参考にしてください。提出の際には、指定の届出様式と必要な添付書類（下記参照）を用意し、秩父市役所生活衛生課まで**2部**（1部は受付後に返却いたします）提出してください。その際には、各届出に決められている提出期間に注意してください。受付時間は平日の8:30～17:00です。

騒音規制法

特定施設設置届出書（様式第1）		特定施設使用届出書（様式第2）	
説 明	騒音規制法指定地域内に特定施設を設置しようとするとき。	説 明	既存の施設が、新たに騒音規制法指定地域内になったとき又は、新たに特定施設となったとき。
提出書類	施設の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類	提出書類	施設の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類
提出期限	特定施設の設置の工事の開始日の30日前まで	提出期限	新たに規制対象となった日から30日以内

特定施設の種類ごとの数の変更届出書（様式第3）		騒音の防止の方法変更届出書（様式第4）	
説 明	特定施設の種類ごとの数を変更しようとするとき※。	説 明	特定施設に係る騒音の防止の方法を変更しようとするとき。
提出書類	施設の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類	提出書類	施設の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類
提出期限	変更に係る工事の開始日の30日前まで	提出期限	変更に係る工事の開始日の30日前まで

※特定施設の種類ごとの台数が増加し、直近の届出の2倍を超える場合のみです。

※特定施設の種類ごとの数を減少する場合は届出不要です。

氏名等変更届出書 (様式第6号)	
説 明	代表者の氏名、名称などを変更したとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	変更のあった日から30日以内

特定施設使用全廃届出書 (様式第7号)	
説 明	特定施設を全部廃止したとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	全ての特定施設を廃止した日から30日以内

承継届出書 (様式第8号)	
説 明	特定施設の全てを譲り受けたとき又は、借り受けたとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	承継のあった日から30日以内

特定建設作業実施届出書 (様式第9号)	
説 明	特定建設作業を実施しようするとき。
提出書類	特定建設作業の場所付近の見取図、工事工程表、該当機器の詳細がわかる資料
提出期限	作業開始日の7日前まで

埼玉県生活環境保全条例

指定騒音施設設置（使用）（指定騒音作業開始（実施）） (様式第12号)	
説 明	指定騒音施設を設置又は、指定騒音作業を開始しようとするとき。
提出書類	施設（作業）の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類
提出期限	指定施設の設置の工事の開始日の30日前まで

指定騒音施設の種類の数（指定騒音作業の種類）変更届出書 (様式第13号)	
説 明	指定騒音施設の種類の数又は、指定騒音作業の種類について変更しようとするとき。
提出書類	施設の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類
提出期限	変更に係る工事の開始日の30日前まで

騒音の防止の方法変更届出書 (様式第14号)	
説 明	指定施設に係る騒音の防止の方法を変更しようとするとき。
提出書類	施設（作業）の概要を示す書類、騒音の防止措置の概要を示す書類
提出期限	変更に係る工事の開始日の30日前まで

氏名変更届出書 (様式第18号)	
説 明	代表者の氏名、名称などを変更したとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	変更のあった日から30日以内

指定施設使用等廃止届出書 (様式第19号)	
説 明	指定騒音施設・指定騒音作業を全部廃止したとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	全ての指定施設を廃止した日から30日以内

指定施設等承継届出書 (様式第20号)	
説 明	指定騒音施設・指定騒音作業の全てを譲り受けたとき又は、借り受けたとき。
提出書類	様式のみ
提出期限	承継のあった日から30日以内

※提出期限を超過してしまった際には、遅延理由書（2部）の添付が必要です。（全届出が該当）

届出様式は以下のホームページなどでダウンロードできます。

- 秩父市ホームページ (<http://www.city.chichibu.lg.jp>) から
ホーム→右上の検索フォームで「生活衛生課 事業場」と入力、「工場・事業場等の騒音規制」
※騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例（騒音関係）の届出様式。全てExcel形式。
- 埼玉県ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp>) から
トップページ→「組織でさがす」→「環境部」→「水環境課」→「例規・様式」→「様式集」
※騒音規制法と埼玉県生活環境保全条例（騒音関係）の届出様式。全てPDF形式。

3 届出が必要な施設・作業の一覧表

騒音規制法による特定施設	
※ 1 金属加工機械	
イ 圧延機械（定格出力の合計が 22.5kw 以上）	
ロ 製管機械	
ハ ベンディングマシン（ロール式、定格出力が 3.75kw 以上）	
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
ホ 機械プレス（呼び加圧能力 294 キロニュートン以上）	
ヘ せん断機（定格出力 3.75kw 以上）	
ト 鍛造機	
チ ワイヤフォーミングマシン	
リ プラスト（タンブラスト以外のもので密封式を除く。）	
ヌ タンブラー	
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）	
2 空気圧縮機及び送風機（定格出力が 7.5kw 以上）	
3 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（定格出力 7.5kw 以上）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
※ 5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 m ³ 以上）	
ロ アスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）	
6 穀物用製粉機（ロール式、定格出力が 7.5kw 以上）	
7 木材加工機械	
イ ドラムバッカー	
ロ チッパー（定格出力 2.25kw 以上）	
ハ 碎木機	
ニ 帯のご盤	
（製材用：定格出力 15kw 以上、木工用：定格出力 2.25kw 以上）	
ホ 丸のご盤	
（製材用：定格出力 15kw 以上、木工用：定格出力 2.25kw 以上）	
ヘ かなな盤（定格出力 2.25kw 以上）	
8 抄紙機	
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10 合成樹脂用射出成形機	
※ 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	
＜注意＞ ※印の施設を持つ工場・事業場は公害防止主任者等（施設によっては公害防止管理者等）の選任の必要があります。詳しくは秩父市役所生活衛生課窓口へご相談ください。	

騒音規制法による特定建設作業

- 1 **くい打機**（もんけんを除く。）、**くい抜機**又は**くい打くい抜機**（圧入式を除く。）**を使用する作業**（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 **びょう打機**を使用する作業
- 3 **さく岩機**を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
- 4 **空気圧縮機**（電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力 15kw 以上）**を使用する作業**（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 **コンクリートプラント**（混練容量 0.45 m³以上）又は**アスファルトプラント**（混練重量 200kg 以上）**を設けて行う作業**（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 **バックホウ**（定格出力 80kw 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）**を使用する作業**
- 7 **トラクターショベル**（定格出力 70kw 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）**を使用する作業**
- 8 **ブルドーザー**（定格出力 40kw 以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。）**を使用する作業**

（注） 1 定格出力：1PS（仏馬力）＝0.7335kw
 2 くい打工法に関し、既製くいの埋め込み工法、現場造成くい（場所打くい）については規制対象外です。
 3 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー（低騒音型建設機械）は、国土交通省のホームページで確認できます。

低騒音型建設機械の標識

超低騒音型建設機械の標識



埼玉県生活環境保全条例による指定騒音施設

1 木材加工機械	
イ 帯のご盤	
（製材用：定格出力 15kw 未満、木工用：定格出力 2.25kw 未満）	
ロ 丸のご盤	
（製材用：定格出力 15kw 未満、木工用：定格出力 2.25kw 未満）	
ハ かなな盤（定格出力 2.25kw 未満）	
2 合成樹脂用粉碎機	
3 ペレタイザー	
4 コルゲートマシン	
5 シェイクアウトマシン	
6 ダイカスト機	
7 冷却塔（定格出力 0.75kw 以上）	

埼玉県生活環境保全条例による指定騒音作業

- 1 業として金属板（厚さ 0.5mm 以上）のつち打加工を行う作業
- 2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
- 3 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

4 騒音の規制基準

- 1、特定施設、指定騒音施設を有する工場・事業場、及び指定騒音作業を実施する場合は、以下の規制基準を遵守してください。なお、規制基準は施設ごとではなく工場・事業場全体にかかります。

特定施設や指定施設を設置、または指定騒音作業を実施する 工場・事業場への規制基準

※工場・事業場の敷地境界における基準値です。

単位：dB（デシベル）

時間区分 区域区分 (用途地域は都市計画法に基づく)		朝 (午前6時～ 午前8時)	昼 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜 (午後10時～ 午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	45	50	45	45
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画区域外※	50	55	50	45
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60	65	60	50
4種	工業地域 工業専用地域※	65	70	65	60

※秩父市告示「騒音規制法の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」にて指定されている地域に限る

- 2、特定建設作業を実施する場合は以下の規制基準を遵守してください。また、工事に先立ち、周辺の住民に工事内容や公害防止対策などについて説明を行うとともに、低騒音・低振動の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。

特定建設作業の規制基準

※特定建設作業の場所の敷地境界線における基準値です。

	区域区分	騒音規制法	
基準値	1号・2号	85 デシベル	
作業禁止時間	1号	午後7時～午前7時	1号 区域
	2号	午後10時～午前6時	
最大作業時間	1号	10時間/日	
	2号	14時間/日	
最大作業日数	1号・2号	連続6日	
作業禁止日	1号・2号	日曜・休日	2号 区域
			第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域 都市計画区域外※ 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域※
			工業地域 工業専用地域

※秩父市告示「騒音規制法の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定」にて指定されている地域に限る

届出が不要な事業者さまへ

規制対象外のために届出が不要な施設や作業等においても、騒音によって周辺の生活環境を害さないような配慮が必要です。騒音規制法、県条例の規制基準に準じ、万が一周辺住民から苦情があった際には誠意を持って対応し解決することが求められます。

参考 規制区域の根拠となる法律・条例など

1、騒音規制法に関する規制地域について

騒音規制法（抜粋）	
(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)	
(地域の指定)	
第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。	
(以下略)	
Point	騒音規制法の改正により、秩父市の規制地域は、平成24年4月1日から市長が指定することと定められました。

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（抜粋）	
※秩父市告示	
(平成24年3月30日告示第61号)	
騒音規制法(昭和43年法律第98号) 第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。 市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定による都市計画区域の指定がされている区域の全域	
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定	
※秩父市告示	
(平成24年3月30日告示第63号)	
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号）の別表第一号イからニまでのいずれかに該当する区域として次のとおり指定し、平成24年4月1日から適用する。 平成24年3月30日秩父市告示第61号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定）により指定した地域のうち、次に掲げる区域 (1) 平成24年3月30日秩父市告示第62号（騒音規制法に基づく特定工場棟において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準）の表の備考1に定める第1種区域、第2種区域及び第3種区域 (2) 前号に規定する区域以外の区域であつて、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校 イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所 ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園 エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち入院させるための施設を有するもの オ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 カ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム	
Point	都市計画区域の指定があり、かつ工業専用地域以外の地域は規制対象地域となります。（ただし、埼玉県内の他の地域においては、都市計画区域外や工業専用地域であっても、特別に規制地域に指定されている地域があります） また、特定建設作業については、学校、保育所、認定こども園、病院、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね 80 メートル以内は、都市計画区域に関わらず規制区域になります。

2、秩父市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音の規制基準・規制地域について

秩父市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音の規制基準・規制地域を定める規則（抜粋）	
（平成 25 年 3 月 19 日規則第 22 号）	
（趣旨）	
第 1 条 この規則は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）に基づき、秩父市の区域に係る埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号。以下「県条例」という。）に規定する騒音の規制基準等を定めるものとする。	
（騒音の規制基準）	
第 2 条 県条例第 50 条第 1 項に規定する規則で定める規制基準（同項第 1 号及び第 4 号に係るものに限る。）は、騒音規制法第 4 条第 1 項に基づく特定工場棟において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定（平成 24 年秩父市告示第 62 号）に規定する規制基準（以下「騒音規制法に基づく規制基準」という。）を準用する。この場合において、騒音規制法に基づく規制基準の表に掲げる数値に係る測定方法等は、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）第 1 条の表の備考 2 から 4 までに定めるところによるものとする。	
（騒音の規制地域）	
第 3 条 県条例第 51 条第 2 項に規定する規則で定める規制地域（指定騒音工場等に係るものに限る。）は騒音規制法第 3 条第 1 項に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（平成 24 年秩父市告示第 61 号）に規定する地域を準用する。	
（以下略）	
Point	埼玉県生活環境保全条例の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から騒音規制地域・規制基準について秩父市規則で定めています。

都市計画法（抜粋）	
（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	
第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。	
2 都道府県は、前項の規定によるもののほか、首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）による都市開発区域、近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）による都市開発区域、中部圏開発整備法（昭和 41 年法律第 102 号）による都市開発区域その他新たに住居都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。	
3 都道府県は、前 2 項の規定により都市計画区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び都道府県都市計画審議会の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。	
（以下略）	
Point	都市計画法によって、都市計画区域は当該都道府県が指定することと定められています。ただし、指定する際には関係市町村等への意見徴収などを行います。

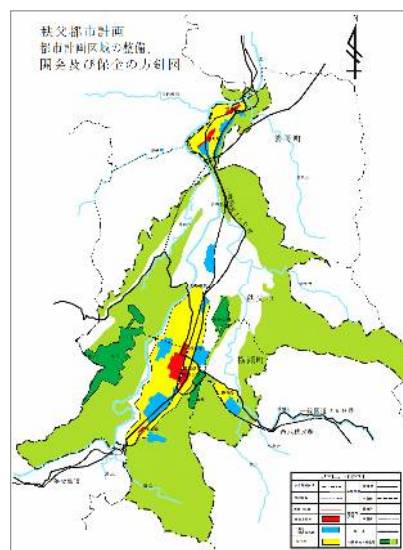
埼玉県の都市計画区域について

※H20 埼玉県都市計画課ホームページより引用

都市計画区域は、都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定するものです。この区域では県が、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定め、a) 都市計画の目標、b) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、c) 主要な都市計画の決定の方針等、を定めることとしています。

※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、都市計画法の改正によって定められることとなり、法の施行日（平成13年5月18日）から3年以内に定めるものとされました。

右図：「秩父都市計画（秩父市、皆野町、横瀬町） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」より
（太い境界線内が都市計画区域です）



都市計画区域についてのお問い合わせはこちらへ

- 秩父市地域整備部都市計画課
- 埼玉県都市整備部都市計画課

TEL 0494-26-6867
TEL 048-830-5341

参考 振動規制法について

秩父市は市内全域が振動規制法の規制地域外になっていますので同法による規制はかかりませんが、周辺の生活環境を著しく阻害するほどの振動を発生させないような配慮をお願いします。振動に関する苦情が寄せられた場合には、市で行政指導を行うこともありますのでご了承ください。振動規制法に関してのご質問は埼玉県環境部水環境課までお問い合わせください。

その他騒音に関するお問い合わせは

● 秩父市環境部生活衛生課

電話：0494-25-5202（直通） FAX：0494-22-2309
E-mail：eisei@city.chichibu.lg.jp

● 埼玉県環境部水環境課

電話 048-830-3079 FAX：048-830-4773
ホームページ URL：http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f04/
※「埼玉県環境部水環境課」で検索してください